b　溶出規格

①　蒸発残留物

30μg／mL以下。ただし、ヘプタンを食品擬似溶媒とする場合にあっては、150μg／mL以下。

②　過マンガン酸カリウム消費量

10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

4．ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。

a　溶出規格

①　蒸発残留物

30μg／mL以下。ただし、使用温度が100℃以下の試料であってヘプタンを食品擬似溶媒とする場合にあっては、150μg／mL以下。

②　過マンガン酸カリウム消費量

10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

5．ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。

a　材質規格

①　スチレン類

スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの量の合計は、５㎎／ｇ以下。ただし、発泡ポリスチレン（熱湯を用いるものに限る。）にあっては、各成分の量の合計が２㎎／ｇ以下であり、かつ、スチレン及びエチルベンゼンの量がそれぞれ１㎎／ｇ以下。

（削る）

b　溶出試験

①　蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。ただし、ヘプタンを浸出用液とする場合にあっては、150μg／mL以下でなければならない。

（新設）

4．ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は，次の試験法による試験に適合しなければならない。

a　溶出試験

①　蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。ただし、使用温度が100℃以下の試料であってヘプタンを浸出用液とする場合にあっては、150μg／mL以下でなければならない。

（新設）

5．ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は，次の試験法による試験に適合しなければならない。

a　材質試験

①　揮発性物質

試料約0.5ｇを精密に量り、20mLのメスフラスコに採り、テトラヒドロフランを約15mL加える。試料が溶けた後、ジエチルベンゼン試液１mLを加え、次にテトラヒドロフランを加え20mLとする。これを試験溶液としてモノマー試験法中の揮発性物質の試験を行うとき、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの量の合計は、５㎎／ｇ以下でなければならない。ただし、発泡ポリスチレン（熱湯を用いるものに限る。）にあっては、各成分の濃度の合計が２㎎／ｇ以下であり、かつ、スチレン及びエチルベンゼンの濃度がそれぞれ１㎎／ｇ以下でなければならない。ただし、テトラヒドロフラン添加後一晩放置しても試料の大部分が溶解しない場合にあっては、細切した試料0.1ｇを精密に量り、20mLのセプタムキャップ付きのガラス瓶に入れ、ジクロロベンゼン試液2.0mLを加え、直ちに密封したものを試験溶液とし、以下の試験を行うとき、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの量の合計は、５㎎／ｇ以下でなければならない。

イ　検量線の作成

100mLのメスフラスコにジクロロベンゼン試液約80mLを入れ、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンそれぞれ約100㎎を精密に量って加え、ジクロロベンゼン試液を更に加えて100mLとする。この溶液１mL、２mL、３mL、４mL及び５mLを採り、ジクロロベ